

お知らせ

サラリーマンの確定申告

税務課・岐阜南税務署

サラリーマンやパートなどの給与所得者の方は、勤務先での「年末調整」によってその年の所得税が精算されますので、確定申告をする必要はありません。しかし、次のように確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で画面に従って入力すれば、「申告書」が作成できるようになっています。

作成した申告書は、印刷して税務署に提出することができます。また、作成したデータをe-Taxで送信することもできます。

【確定申告をしなければならない方】

- ①平成25年分の給与の収入額が、2,000万円を超える方
- ②給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
- ③給与を2か所以上からもらっている方

【確定申告をすると所得税が還付される方】

- ①マイホームを住宅ローンなどで取得した方
- ②病気や出産などで多額の医療費を支払った方
- ③地震、風水害、盗難によって住宅や家財に損害を受けた方
- ④年の途中で退職し、平成25年中に年末調整をされなかった方

※還付申告書の税務署への提出期間

1月6日(月)～3月17日(月)〈土日・祝日を除く〉

【問合先】税務課

岐阜南税務署 ☎271-7111

「はたちの献血」キャンペーン

1月1日～2月28日

「はたちのあなたに救える命」

自慢の看板商品「飛騨牛コロッケ、飛騨牛カレー」

アミカさん、こむぎ家さんにて好評発売中

大栄食品株式会社

本社 ●〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間2288-1
TEL058-338-2366(代) FAX058-388-2367

お知らせ

身体障害者手帳の交付を受けていない方でも障害者控除の対象になる場合があります

福祉健康課

65歳以上で身体障がい者などに準ずる方、またはその方を扶養している方は、所得税や住民税の所得控除を受けることができます。

所得控除の申告には「障害者控除対象者認定書」が必要になりますので、福祉健康課に印鑑を持参し、認定書交付の申請をしてください。

なお、障害者手帳などが交付されている方は、手帳の提示で所得控除の適用を受けることができますため、認定書の交付申請は必要ありません。

【障がい者などに準ずる方】

介護保険の要介護認定調査の内容などにより、日常生活に介助を必要とし、障がいを有すると確認できる方

【「障害者控除」の申告が可能な方】

所得税・住民税を納めている次の方

- ①町から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた65歳以上の方
- ②同認定書の交付を受けた65歳以上の方を扶養している方

【問合先】福祉健康課

お知らせ

無料税務相談所(常設)をご利用ください

名古屋税理士会岐阜南支部

【日 時】毎週月・水・金曜日の午後1時～4時
(8月、12月21日～1月10日、3月10日～15日、祝日を除く)

【会 場】名古屋税理士会岐阜南支部
(岐阜市六条南2-11
岐阜産業会館5階)

担当の税理士が、親切に税務相談に応じますので、お気軽にお越しください。

【問合先】名古屋税理士会岐阜南支部

☎274-0658

ごみの処理は(株)野々村商店に!!

株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業 岐阜市則松2丁目157番地
(笠松町許可) TEL 058-239-9921
産業廃棄物収集運搬処理業 瑞穂市野田新田3977-1
TEL 058-327-4030